

函館市監査公表第10号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年8月18日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 金 澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子

函 福 管

令和3年(2021年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和2年度(2020年度)包括外部監査の結果に基づく措置の  
通知について

令和3年(2021年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置  
 （特定の事件名 補助金等に関する事務執行状況について）

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉 部地域福 祉課	<p>第5部 監査結果と意見（各論）</p> <p>4 保健福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅福祉ふれあい事業費補助金 について</li> </ul> <p>ボランティア地域援助活動支援事業助 成金，世代間交流支援事業開催助成金 ，健康・生きがいがづくり教室開催事業 開催助成金，委員会等自主研究講座開 催支援事業助成金，福祉教育推進養成 事業助成金については，社会福祉協議 会が助成した相手先が，事業を実施し たことを確認できる書類がないことか ら，提出させる必要がある。</p>	61	<p>各事業の実施状況については，社会福祉法人函 館市社会福祉協議会（以下「社協」という。） において法人内の規則等に基づき適正に確認 ・把握しているため，市においても法人として 適正に処理された実績報告書等で確認してい るところですが，より適切な事務処理を行うた め，社協が助成した相手先の具体的な事業内容 等が確認できる書類を提出させるよう見直し を図ってまいります。</p>

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置  
 （特定の事件名 補助金等に関する事務執行状況について）

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉 部 高齢福祉 課	<p>軽費老人ホーム運営補助金について</p> <p>要綱に規定する「庁費」について、どのようなものをさすのかについての明確な規定がないため、わかりやすい表記への改定が必要である。</p>	5 5	<p>「庁費」に替え、「福利厚生費、職員被服費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、通信運搬費」との表記に要綱を改めます。</p>
保健福祉 部 高齢福祉 課	<p>軽費老人ホーム運営補助金について</p> <p>人数の少ないケアハウスほど補助率が高い結果となっており、補助金対象経費の1/2を超えるものがある。補助対象経費の1/2を超える場合は、交付の決裁時に理由書を作成添付すべきである。</p>	5 6	<p>今後、補助対象経費の1/2を超える場合、交付の決裁時に理由書を作成添付します。</p>
保健福祉 部地域福 祉課	<p>在宅福祉ふれあい事業費補助金について</p> <p>補助金の交付先に、助成金の交付ができる権利を与えるのには疑問がある。社会福祉協議会自体が会を開催する若しくは職員を派遣参加させる、ないし、何かの反対給付がある経費などを補助対象として考えるべきであり、これら活動先（在宅福祉委員会など）に助成金を交付するのであれば、助成金交付に関する助成事業を創設し、直接、活動先へ函館市が助成をするべきである。</p>	6 1	<p>函館市補助金等交付規則において、補助金は、その交付に当たり公平性が確保され、その交付が補助事業等の遂行のために最も有効である等の公益性が明確に認められる場合に交付されなければならないと規定しており、市は当該事業が市民福祉向上のために有効であり、公益性が高いと判断した中で、社会福祉法人函館市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に対し適正に補助金を支出しております。</p> <p>また、社協においては、助成先の事業実施に当たり、指導・監督のほか、専門的知識を活用した助言等を行い、より公益性が高い事業になるよう努めております。</p> <p>今後におきましても、社協における専門性を最大限有効活用し、地域福祉の推進を図ってまいります。</p>

<p>保健福祉 部地域福 祉課</p>	<p>在宅福祉ふれあい事業費補助金について</p> <p>世代間交流支援事業開催助成金に単価違いの部分が存在する。これは補助金の審査において、実施回数や支払の状況の確認が、適切に行われていないとの誤解を招きかねない。</p>	<p>62</p>	<p>補助金の審査につきましては、函館市補助金等交付規則などの関係規定に基づき、適切に行ってきたところですが、補助金額に影響しない単純な記載誤りの確認漏れがあったことから、今後におきましては、これまで以上に確実な審査事務を徹底するほか、社会福祉法人函館市社会福祉協議会への指導・監督を強化し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>
-----------------------------	--	-----------	---